

市町村の給付型奨学金・返還免除奨学金など

市町村名	給付額	条件等	問い合わせ先
与那国町	給付型奨学金 月学 50,000円	毎年4月1日を基準として、2か年以上前から引き続き与那国町に住所を有する者の子又はこれに準ずるものであって、当核住所を有する者の扶養を受けている者であり、かつ、大学（学校教育法 第1条に規定する大学のうち、修業期間が4年以上）に進学及び在学する学生で、修学の意欲と能力を有するにもかかわらず、経済的理由により学資の支弁が困難と認められる者。 ※掲載した内容は、変更の可能性がありますので、詳しくはお問い合わせください。	与那国町教育委員会 総務課 TEL. 0980-87-2002
石垣市	石垣市奨学給付金奨学生 月額 50,000円	石垣市にある高等学校を卒業した者で国内外の大学（外国の大学も含む）・短大・専門学校・高等専門学校4年以上に在学している者。採用枠:3名、申請時期:9~11月、評定平均値4.0以上、1年間の総所得金額が、石垣市の定める所得基準額以下であること。給付期間:大学等の正規の修学期間	石垣市教育委員会 総務課 TEL. 0980-87-5077
	桃原用昇奨学給付金奨学生 月額 50,000円	石垣市にある高等学校を卒業した者で国内外の大学に在学している者。採用枠:1名、申請時期:9~11月、評定平均値4.0以上、1年間の総所得金額が、石垣市の定める所得基準額以下であること。 給付期間:大学等の正規の修学期間。	石垣市教育委員会 総務課 TEL. 0980-87-5077
竹富町	給付型奨学金(返還免除) 月額 50,000円	竹富町に1年以上住所を有する者。大学等を卒業し6年以内に幼稚園教諭・保健師・看護師・保育士・管理栄養士等として竹富町又は竹富町役場で就職する者。	竹富町教育委員会 TEL. 0980-87-6255
宮古島市	月額 30,000円	(1) 市内に居住する者の子であること。ただし父、母がいない者については、その者が市内に住所を有すること。 (2) 経済的理由で修学が困難であると認められること。(3) 市内の県立高等学校の卒業年度にある者で、次年度の大学入学を予定している者。(4) 出願時までの評定平均が5段階評価の4.3以上であること。(5) 学校長の推薦を受けた者であること。 採用2名以内。	宮古島市教育委員会 教育総務課 TEL. 0980-73-1970
糸満市		令和5年度より奨学金制度の変更を予定。 内容は調整中。	